

災害時における動物救護活動に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と市川浦安地域獣医医師会（以下「乙」という。）とは、浦安市内に地震、台風その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲と乙が相互協力して行う動物救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、浦安市内に災害が発生した場合は、乙に対し動物救護活動の協力を要請するものとする。

（動物救護活動の内容）

第2条 乙が実施する動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に応急手当を実施すること。
- (2) 被災した動物の保護及び管理をすること。
- (3) 被災した動物に関する情報を甲に提供すること。
- (4) 動物救護活動の全般についての調整

2 動物救護活動の対象とする動物は、飼い主が不明な犬及び猫並びに飼い主が避難生活でその飼育が困難な犬及び猫とする。ただし、犬及び猫以外の動物で動物救護活動の対象とするものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

（要請の手続等）

第3条 甲は乙に対し動物救護活動の協力を要請するときは、必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、口頭で要請し、後日文書をもって通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害の状況等により動物救護活動を実施する必要があると認めるときは、甲の要請を待たずに自己の判断により動物救護活動を実施することができる。ただし、実施したときは、速やかに甲に通知するものとする。

（動物救護活動の履行）

第4条 乙は、甲から動物救護活動の協力の要請を受けたときは、可能な限り誠意を持って必要な活動を行うものとする。

（施設等提供）

第5条 甲は乙が動物救護活動を実施するために必要な用地、施設、設備等を可能な限り提供するものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づく動物救護活動を実施したときは、活動内容等を記載した活動報告書を甲に提出するものとする。

（経費の負担等）

第7条 甲は、乙が実施した動物救護活動に係る次に掲げる経費について負担するものとする。

- (1) 診察、処置、手術その他の治療に係る経費
- (2) 薬剤及び薬品に係る経費
- (3) 器材、飼料等に係る経費
- (4) その他甲乙協議の上定めた経費

2 前項の経費の額は、乙から提出された活動報告書を基に甲乙協議の上、決定するものとする。

(活動の終了)

- 第8条 乙は、次に掲げる場合には、甲と協議の上、動物救護活動を終了することができる。
- (1) 乙の判断により、動物救護活動を実施することが極めて困難又は不可能であると認める場合
 - (2) 甲が設置した災害対策本部の解散や災害場所での動物救護活動が、終息したと認められる場合

(連絡調整)

- 第9条 この協定に関する連絡調整については、甲にあっては浦安市都市環境部環境レンジャー課長が、乙にあっては、市川浦安地域獣医師会会長が、行うものとする。

(災害補償)

- 第10条 甲は、災害時における動物救護活動を実施した場合において、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県条例第14号）の例に準じて災害補償を行うものとする。

(訓練への参加)

- 第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

(有効期間)

- 第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。

ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲又は乙が相手方に対し何らかの申出をしないときは、協定更新の手続を経ることなく、この期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(委任)

- 第13条 この協定に定めるもののほか、動物救護活動の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

- 第14条 この協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月16日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹

乙 浦安市今川1丁目2番19号
公益社団法人 千葉県獣医師会
市川浦安地域獣医師会
会長 上田耕司